

## 第9回 総合特別区域評価・調査検討会

日時：平成24年3月9日（金）13:30 ～ 15:30

場所：永田町合同庁舎7階特別会議室

## ○議事次第

1. 開会
  
2. 第一次指定対象総合特区に係る進捗状況について
  
3. 今後のスケジュール等（第二次申請のスケジュールの確認）
  
4. 評価基準の見直しについて
  
5. その他

## ○配布資料

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 資料1-1   | 議事次第                        |
| 資料1-2   | 委員名簿                        |
| 資料1-3   | 座席表                         |
| 資料2-1   | 第一次指定対象総合特別区域に係る進捗状況について    |
| 資料2-2   | 第一次指定区域関連資料                 |
| 資料2-3-1 | 国際戦略総合特別区域の第一次指定に伴う留保条件①    |
| 資料2-3-2 | 国際戦略総合特別区域の第一次指定に伴う留保条件②    |
| 資料2-4   | 民主党 第4回特区・地域活性化・改革小委員会資料    |
| 資料3-1   | 総合特別区域に係る平成24年度の全体スケジュール（案） |
| 資料4-1   | 指定基準の運用方針（案）                |
| 資料4-2   | 総合特区申請に係る採点表（案）             |
| 資料4-3   | 法律、基本方針と評価の関係（案）            |

総合特別区域評価・調査検討会  
名簿（五十音順、敬称略）

## 【委員】

	あんどう 安藤	みつよし 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
(座長代理)	おおにし 大西	たかし 隆	東京大学工学系研究科都市工学専攻教授
	きたわき 北脇	やすゆき 保之	学校法人浜松海の星女学院理事長
	たけだ 武田	きみこ 公子	金沢大学経済学経営学系教授
	たけばやし 竹林	みきお 幹雄	神戸大学大学院教授
	たまおき 玉沖	ひとみ 仁美	株式会社タマノワ代表取締役
(座長)	はった 八田	たつお 達夫	経済学者
	ひろい 広井	よしのり 良典	千葉大学法経学部教授
	ふかがわ 深川	ゆきこ 由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
	ふじた 藤田	つよし 壮	東洋大学大学院特任教授 国立環境研究所 環境都市研究プログラム総括
	みやぎ 宮城	はるお 治男	NPO法人ETIC代表理事

平成24年3月9日(金)

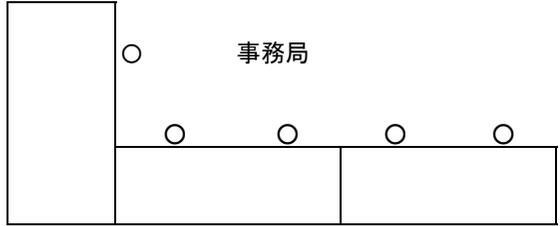
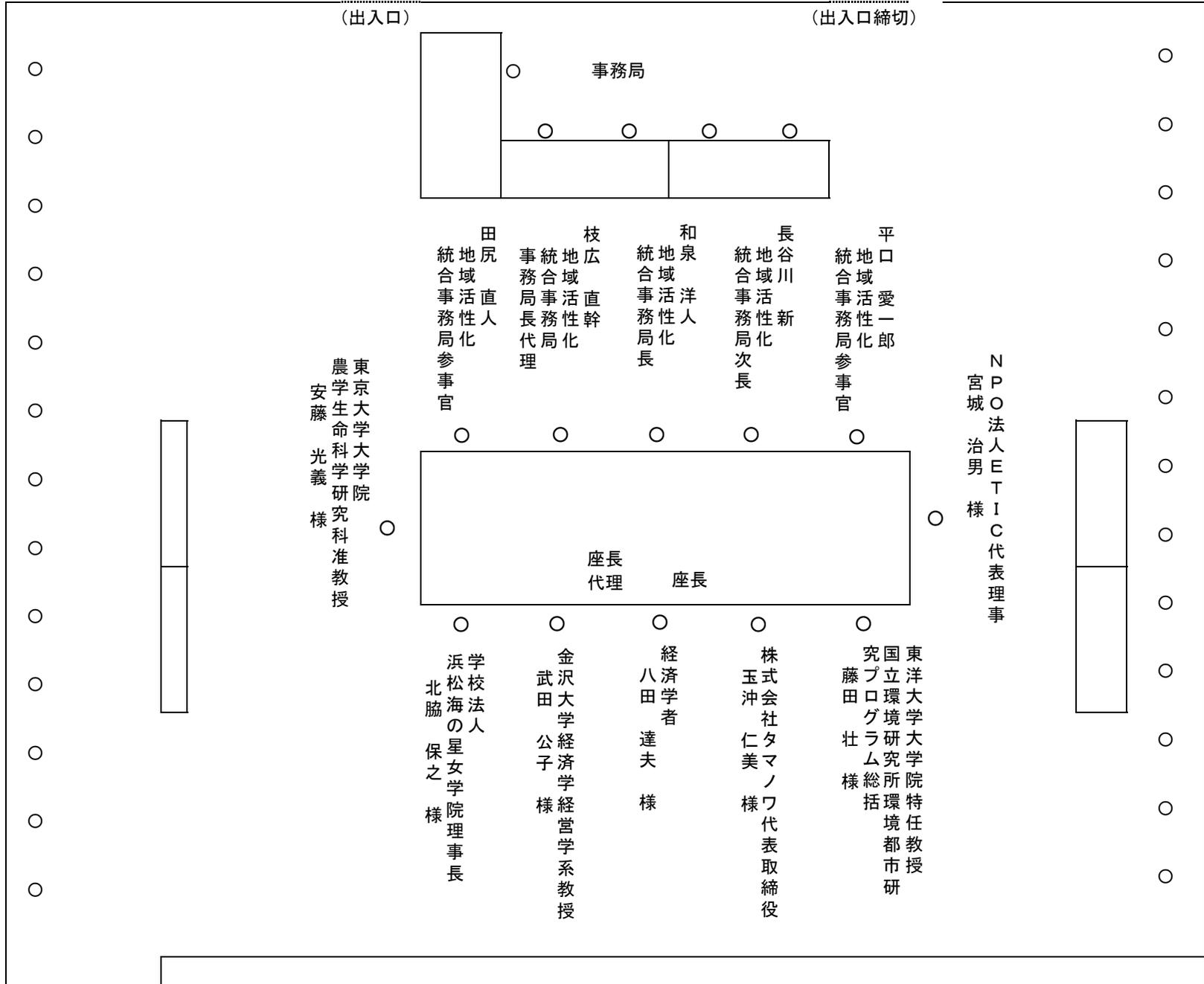
13:30~15:30

永田町合同庁舎7階特別会議室

資料1-3

(出入口)

(出入口締切)



田尻直人  
地域活性化  
統合事務局  
参事官

枝広直幹  
地域活性化  
統合事務局  
代理

和泉洋人  
地域活性化  
統合事務局  
長

長谷川新  
地域活性化  
統合事務局  
次長

平口愛一郎  
地域活性化  
統合事務局  
参事官

東京大学大学院  
農学生命科学研究科准教授  
安藤光義 様

NPO法人ETIC代表理事  
宮城治男 様



東洋大学大学院特任教授  
藤田壮 様

国立環境研究所環境都市研  
究プログラム総括

株式会社タマノワ代表取締役  
玉沖仁美 様

経済学者  
八田達夫 様

金沢大学経済学経営学系教授  
武田公子 様

学校法人  
浜松海の星女学院理事長  
北脇保之 様

## 第一次指定対象総合特区に係る進捗状況について

月日	協議内容
12月22日	第一次指定（33箇所） 国際戦略総合特区 7箇所（留保条件付き） 地域活性化総合特区 26箇所
1月18日	国と地方の協議を行うための会議を開催 総合特別区域の指定書の授与式を開催
～2月中旬	各提案に対する担当省庁の意見・質問の整理 各省庁の意見等に対する指定自治体の考え方の整理 提案者が4月までに協議を終えるべき提案（優先提案）※を抽出 ※平成24、25年度に実施する事業と密接に関わる規制等 であり、4月末までに成果を得るべく協議を進める提案
2月20日 ～ 3月2日	優先提案について、提案に関する論点整理と省庁側の見解等に関する摺合せを目的とし、実務者レベルによる打合せを実施（33特区）
3月2日 ～	実務者レベル打合せの結果を踏まえ、提案に対する各省見解等の整理
3月9日	レディメイド措置等に係る総合特区計画の内閣総理大臣認定 ※ 今後、国と地方の協議が調ったものについて、計画変更（認定） を行っていく予定。（5月以降）
3月中旬	各省見解等に対する指定自治体の考え方の整理
3月下旬	事務レベルによる対面協議等を実施
以降、順次	政務レベル協議（副大臣、政務官等） 並行して、事務レベルで条件等を調整
4月末	推進WGを開催し、協議結果を報告予定

※ 3月中下旬に総合特区推進ワーキンググループを開催し、協議状況の報告を行い、改めて協議への取組方針（実現に向けて前向きに取り組むこと）を確認する予定。

## 規制の特例措置等に係る新たな提案について

全ての規制の特例措置等に係る新たな提案について、実現に向け、国と地方の協議を実施。当面、平成 24、25 年度に実施する事業と密接に関わる規制など、早期に成果を得る必要のある提案を対象に、4 月末までに成果を得るべく協議を進める。(残りの提案については、秋以降に協議を実施。)

### <提案数>

指定数：33箇所

新たな提案数 : のべ799件

うち規制の特例措置に係る提案数 : 350件

(うち類似提案と考えられる提案を考慮 : 296件)

うち税制・財政及び金融上の支援措置等に係る提案数 : 449件

優先提案数 : のべ428件

うち規制の特例措置に係る提案数 : 224件

(うち類似提案と考えられる提案を考慮 : 203件)

うち税制・財政及び金融上の支援措置に係る提案数 : 204件

※ 提案の具体内容が整理されることで、規制、税制等の区分が変わることがある。

※ 類似提案は事務局見解であり、各省及び指定自治体の確認を行っていない。

# 総合特区、復興特区及び沖縄振興特区を活用した日本再生、復興の推進 ～新産業の創出と雇用促進に伴う内需拡大によるデフレからの脱却～

## ○ 国際戦略総合特区

No.	申請特区名称
①	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道, 北海道札幌市、江別市、函館市、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町, 北海道経済連合会)
②	つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進～(茨城県, 茨城県つくば市, 国立大学法人筑波大学)
③	アジアヘッドクォーター特区(東京都)
④	京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区(神奈川県, 神奈川県横浜市、川崎市)
⑤	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(愛知県, 岐阜県, 愛知県名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市、弥富市、豊山町、飛鳥村、各務原市、名古屋港管理組合)
⑥	関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、大阪府、兵庫県, 京都市、大阪市、神戸市)
⑦	グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県, 福岡県北九州市、福岡市)

## ○ 地域活性化特区

No.	申請特区名称
1	札幌コンテンツ特区(北海道札幌市)
2	森林総合産業特区(北海道下川町)
3	レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県)
4	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)
5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区(群馬県)
6	次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)
7	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市, 三井不動産株式会社、スマートシティ企画株式会社、柏の葉アーバンデザインセンター、TXアントレプレナーパートナーズ)
8	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)
9	健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区(新潟県見附市、福島県伊達市、新潟県新潟市、三条市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、国立大学法人筑波大学、株式会社つくばウエルネスリサーチ)
10	とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)
11	ふじのくに先端医療総合特区(静岡県)
12	未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)
13	次世代エネルギー・モビリティ創造特区(愛知県豊田市)
14	京都市地域活性化総合特区(京都府京都市, 京都府)
15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府, 大阪府泉佐野市)
16	あわじ環境未来島特区(兵庫県, 兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市)
17	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)
18	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田地区広域市町村圏事務組合)
19	たたら里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)(島根県雲南市)
20	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県)
21	環境観光モデル都市づくり推進特区(広島県)
22	尾道地域医療連携推進特区(広島県)
23	次世代型農業生産構造確立特区(山口県, 山口県光市、柳井市、田布施町)
24	かがわ医療福祉総合特区(香川県)
25	西条農業革新都市総合特区(愛媛県西条市)
26	東九州メディカルバレー構想特区(血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区)(大分県、宮崎県)



復興特区

沖縄振興特区

## 国際戦略総合特別区域の第一次指定に伴う留保条件について

平成 23 年 12 月 22 日  
内閣官房地域活性化統合事務局  
内閣府地域活性化推進室

国際戦略総合特別区域に指定された7箇所については、次のとおり、総合特別区域計画における内閣総理大臣認定に係る留保条件を付していますので、お知らせします。

- 国際戦略総合特別区域の第一次指定に伴う留保条件

## 国際戦略総合特別区域の第一次指定に伴う留保条件について

国際戦略総合特別区域の名称	地方公共団体の名称	留保条件
北海道フード・コンプレックス 国際戦略総合特区	北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町	以下について、国際戦略総合特別区域計画に反映させて申請すること ・ 全国の農産物・食料品の生産高・輸出額の今後の変化率に占める特区の寄与度を検証すること。
つくば国際戦略総合特区 ～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～	茨城県及びつくば市	以下について、国際戦略総合特別区域計画に反映させて申請すること。 ・ イノベーションの対象分野について、より明確に優先順位付けを行うこと。 ・ 既存の研究機関等の有効活用について、対象となる研究機関等の現状評価と今後の運営方針を明確にすること。 ・ 研究成果（シーズ）実用化の実績等について厳格に評価すること。
アジアヘッドクォーター特区	東京都	以下について、国際戦略総合特別区域計画に反映させて申請すること。 ・ 特区の目標である外国資本・外国企業の誘致を促進した結果、日本の経済・社会にどのような貢献をすることを想定しているのかについて一層の説明を行うこと。 ・ 全体的・長期的な都市計画を確立し、その一部として特区を推進すること。
京浜臨海部ライフイノベーション 国際戦略総合特区	神奈川県、横浜市及び川崎市	以下について、国際戦略総合特別区域計画に反映させて申請すること。 ・ 最優先課題及び解決策として掲げた事項が具体的な医薬品・医療機器開発等にどのように寄与するか検証すること。

国際戦略総合特別区域の名称	地方公共団体の名称	留保条件
アジア No.1 航空宇宙産業 クラスター形成特区	岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、 半田市、春日井市、常滑市、小牧市及 び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山 町及び海部郡飛島村	以下について、国際戦略総合特別区域計画に反映させて申請すること。 ・申請内容に掲げた具体的数値目標の達成度合いを検証すること。
関西イノベーション 国際戦略総合特区	京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵 庫県及び神戸市	以下について、国際戦略総合特別区域計画に反映させて申請すること。 ・イノベーションの対象分野と対象地域について、より明確に優先順位付けを 行うこと。 ・既存の研究機関等の有効活用について、対象となる研究機関等の現状評価と 今後の運営方針を明確にすること。 ・研究成果（シーズ）実用化の実績等について厳格に評価すること。
グリーンアジア国際戦略総合特区	福岡県、北九州市及び福岡市	以下について、国際戦略総合特別区域計画に反映させて申請すること。 ・直接的に環境技術、環境ビジネスにリンクする事業・地域等に優先的に取り 組むこと。

## 総合特区の実行を担保するための方策について(案)

### 1 数値目標等を踏まえた総合的な評価の実施

- 総合特区の毎年度の評価に当たっては、地域の責任ある関与(地域独自の税制・財政・金融上の支援措置や、規制緩和・独自ルールの設定、体制の強化等)、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置の活用状況、地方公共団体が策定した数値目標の達成状況等を総合的に評価する。

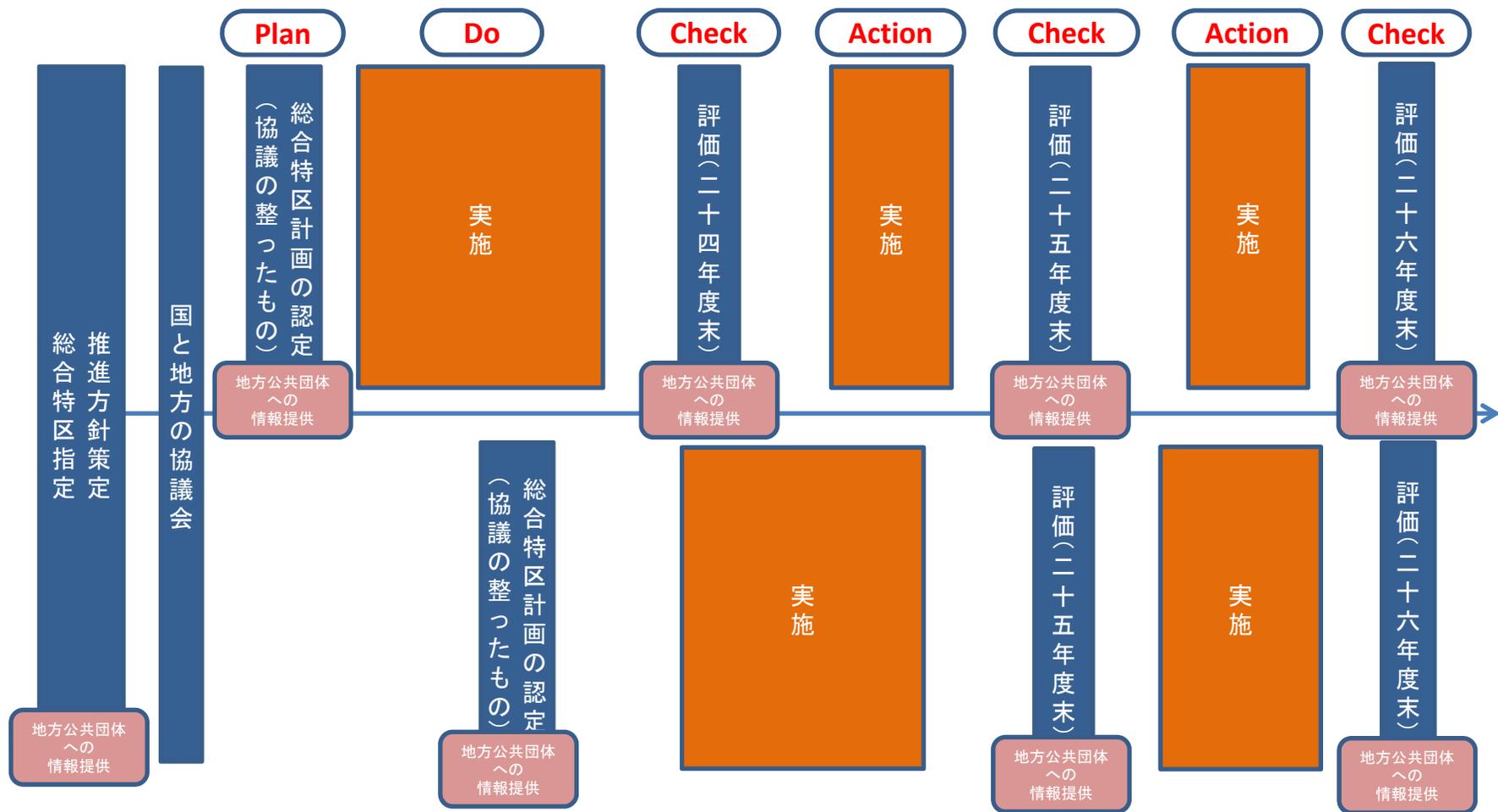
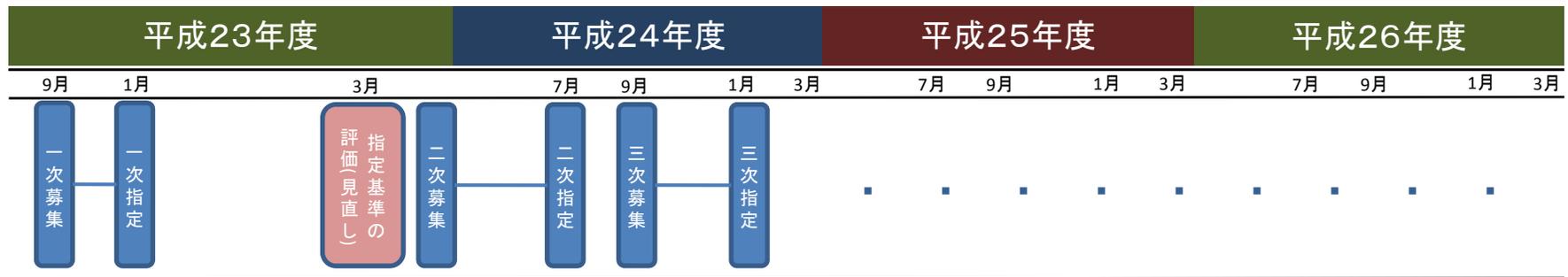
### 2 取組が不十分な場合の対応の明確化

- 評価の結果、目標に向けた取組が著しく不十分であり実効性が上がらないと認められる場合は、一定の期間以内に追加の取組等の実施を求め、その結果が不十分な場合には、調整費の配分額の縮減や停止、指定の解除等を含む厳格な対応をとることとし、基本方針に記載する。

### 3 指定時における留保条件の付与

- 総合特区の取組の実効性を確保するため、指定時に留保条件を附することができることとし、留保条件が附された場合、総合特区計画作成に検討の結果を反映することとする。

# 総合特区の評価及び地方公共団体への普及について



## 総合特別区域基本方針(抜粋)

### 5 総合特区の評価に関する基本的な事項

#### ① 評価の対象

総合特区については、総合特区計画の認定後、一定期間ごとにその評価を行うものとする。その際、当該総合特区に係る提案に基づき実現した規制の特例措置等についても、併せて評価を行うものとする。

#### ② 評価の時期

原則として、当該総合特区に係る最初の総合特区計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までに最初の評価を行い、以降、原則として1年ごとに評価を行うこととする。ただし、当該総合特区に係る国と地方の協議会において別の定めがなされた場合はこの限りではない。

#### ③ 評価の方法

総合特区の評価は、当該総合特区に係る指定地方公共団体及び当該総合特区計画に基づく事業を実施する者(以下「総合特区実施主体」という。)が自ら行い、指定地方公共団体が評価結果を評価書として取りまとめることを基本とする。評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う。

また、当該総合特区に係る国と地方の協議会における協議を通じて実現した規制の特例措置等に関する評価については、当該規制の特例措置等を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書等を踏まえ、当該規制の特例措置等を所管する省庁が行うことを基本とする。ただし、複数の省庁にまたがる規制の特例措置等の評価については、内閣府が関係府省と協力してこれを行う。

これらの評価結果については、原則として、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において調査・検討を行った後に、推進WGに報告し、速やかに公表するものとする。

#### ④ 評価結果の反映

これらの評価結果については、関係府省の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業に適切に反映する。

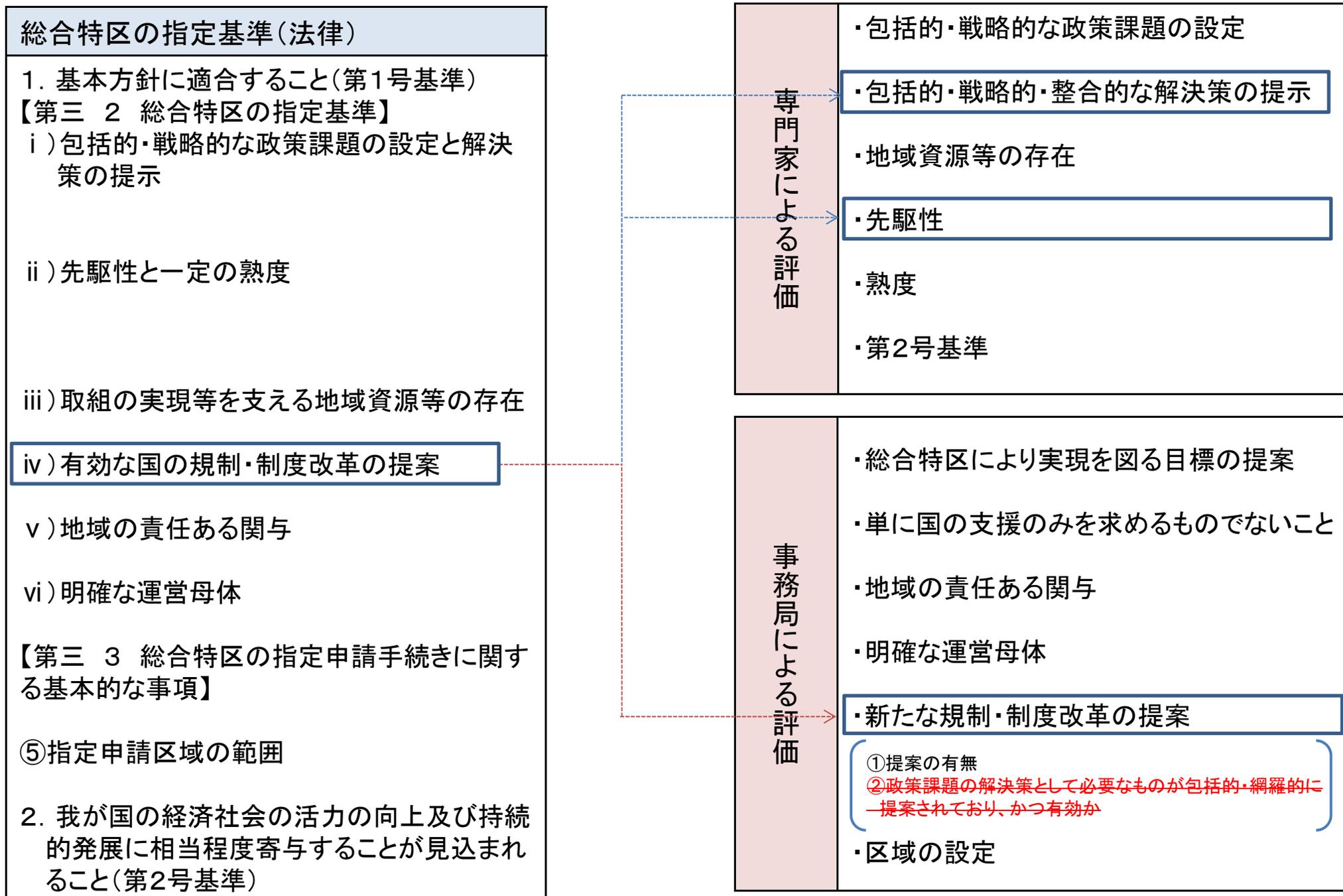
この際、総合特区の評価結果を踏まえ、指定区域の全部又は一部が第三の2に示す指定基準に適合しなくなったと認めるときは、国と地方の協議会等を通じ、指定地方公共団体その他の総合特区実施主体等の意見を聴取し、推進WGの議を経て、法第8条第10項又は法第31条第10項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が総合特区の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。

また、規制の特例措置については、規制の特例措置等の評価結果を踏まえ、内閣官房及び関係府省において、適切な対応を行うものとする。

また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政上・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることに留意した対応を行う。



## 法律、基本方針と評価の関係



## 総合特区申請に係る採点表①

申請主体名	
申請プロジェクト名	
政策課題の類型	
国際・地域の別	

1. 専門家評価		
評価項目	判定	意見
①包括的・戦略的な政策課題の設定	A～E	
②包括的・戦略的・整合的な解決策の提示	A～E	
③地域資源等の存在	A～E	
④先駆性	A～E	
⑤熟度	A～E	
上記項目の評価による総得点		点 算定式:(Aの数×4点+Bの数×3点+Cの数×2点+Dの数×1点) <del>÷2</del>
評価項目		意見
⑥目標の達成が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか		
⑦事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか		
⑧その他特記事項		

※1. 専門家評価⑥、⑦は、総合特別区域評価・調査検討会、総合特別区域推進WGに対して専門的な見地からの助言を行うもの

## 総合特区申請に係る採点表②

申請主体名	
申請プロジェクト名	
政策課題の類型	
国際・地域の別	

2. 事務局評価			
評価項目	評価の要件	判定	意見
(1) 総合特区により実現を図る目標の提案	○目標が具体的に記載されているとともに数値目標の設定の考え方が適切か	A~E	
(2) 国の支援のみを求めるものに該当しないものか		○, ×	
(3) 地域の責任ある関与	①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置 ②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和、独自のルールの設定 ③地方公共団体等における体制の強化 ④民間独自の責任ある関与を示す取組 ⑤その他の地域の責任ある関与	A~E	
	⑥総合特区の目標に対する評価の適切な実施	○, ×	
(4) 明確な運営母体	①法に基づく地域協議会の設置の有無	○, ×	
	②地域協議会が合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっており、かつ協議を経た申請となっているか	A~E	
(5) 新たな規制・制度改革の提案	④国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案の有無	○, ×	
	<del>②政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効か</del>	<del>A~E</del>	<del>(削除)</del>
上記項目の評価による総得点			点 算定式: (Aの数×4点+Bの数×3点+Cの数×2点+Dの数×1点) <del>×5/8</del>
(6) 区域の設定等、その他特記事項			

※2. 事務局評価(2)、(3)⑥、(4)①、(5)①の判定に「×」のないもので、その他の項目に「E」のものがないものは「1. 専門家評価」へ

WG報告分類(専門家評価及び事務局評価における総得点)	
-----------------------------	--

## 指定基準の運用方針

## 1. 専門家評価

## ① 包括的・戦略的な政策課題の設定

申請に係る総合特区（以下単に「総合特区」という）の目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認められるか

A：極めて適切であると認められる

B：十分に適切であると認められる

C：適切であると認められる

D：目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認めるには不十分である

E：目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認められない

## ② 包括的・戦略的・整合的な解決策の提示

解決策が、総合特区の目標及び政策課題に照らして包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に相当程度寄与することと認められるか

A：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると極めて十分に認められる

B：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると十分に認められる

C：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると認められる

D：解決策が包括的・戦略的・整合的であること及び政策課題を解決することに係る寄与の度合が不十分であると認められる

E：解決策が包括的・戦略的・整合的であること及び政策課題を解決することに係る寄与の度合が極めて不十分であると認められる又は寄与すると認められない

※ 国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案が、政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効であると認められるかについても考慮するものとする。

## ③ 地域資源等の存在

地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業であると認められるか

A：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて著しく優れていると認められる

B：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて十分

に優れていると認められる

C：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められる

D：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認めるには不十分である

E：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められない

#### ④ 先駆性

政策課題の解決に有効なものとして当該取組の先駆性が認められるか

A：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して極めて十分に先駆性があると認められる

B：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して十分に先駆性があると認められる

C：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して先駆性があると認められる

D：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して先駆性を認めるには不十分である

E：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して先駆性を認めるには極めて不十分又は不適切である

※国際戦略総合特区に係る申請については、海外の他の取組みとの比較も考慮するものとする。

※国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案に先駆性があることも考慮するものとする。

#### ⑤ 熟度

関係者の合意形成が調っているか、及び事業の実現可能性について以下のいずれかに該当すると判断されたか

A：事業内容が確定していてその実現可能性は極めて高く、かつ、関係者の合意形成が調っているもの

B：事業内容が確定していてその実現可能性は十分に高く、かつ、関係者の合意形成が調っているもの

C：事業内容は確定しており、かつ、関係者の合意形成が調っているもの

D：事業内容は確定しているが、関係者の合意形成が調っていない、又は調う見込みが明確でないもの

E：事業内容が確定していないもの、又は事業の全体像が不明確であるもの

#### ⑥ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与するこ

とが見込まれること

【国際】

以下の事項を総合的に評価した意見を記載

事業の実施による総合特区の目標の達成が、以下の事項をどの程度満たすか

- ・我が国の経済の牽引役となることが期待される産業分野であること
- ・国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資すること
- ・当該総合特区に係る産業や地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果と相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

【地域】

以下の事項を総合的に評価した意見を記載

事業の実施による総合特区の目標の達成が、以下の事項をどの程度満たすか

- ・地域の活性化に寄与すること
- ・経済効果が周辺地域に波及することや新たな課題解決モデルの構築に資することを通じて、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

- ⑦ 事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案

## 2. 事務局評価

### (1) 総合特区により実現を図る目標の提案

目標の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（例：概ね5年以内を目安に適切に設定することとする等）されるなど具体的に記載されているとともに、数値目標の設定の考え方が適切であると認められるか

- A：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて適切であると認められる
- B：目標の記載の具体性及び設定の考え方が十分に適切であると認められる
- C：目標の記載の具体性があり、その設定の考え方は適切であると認められる
- D：目標の記載の具体性及び設定の考え方が不十分であると認められる
- E：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて不十分又は不適切であると認められる

- (2) 国の支援のみを求めるものに該当しないものか  
○：申請内容が国の支援を一方的に求める内容ではないもの  
×：申請内容が国の支援を一方的に求める内容であるもの
- (3) 地域の責任ある関与  
①～⑤ 地域の責任ある内容がどのようなものか  
※国際、地域ごとに全件を相対評価する予定
- ⑥ 総合特区の目標に対する事後評価が適切に実施されると認められるか  
○：目標に対する事後評価が適切に実施されると認められる  
×：目標に対する事後評価が適切に実施されると認められない
- (4) 明確な運営母体  
① 法定地域協議会の設置の有無  
○：法定地域協議会が設置されている  
×：法定地域協議会が未設置、又は設置予定段階である
- ② ①で「○」判定のものについて、その設置に係る地域協議会が、合理的なメンバーで構成され、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制（実質的な協議・合意形成の場）となっており、かつ協議を経た申請となっているか  
A：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっているとともに、活動や調整・意見交換が極めて十分に実施されていると認められる  
B：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっているとともに、活動や調整・意見交換が十分に行われていると認められる  
C：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっているとともに、活動や調整・意見交換が行われていると認められる  
D：合理的なメンバーで構成されておらず、一体となって推進できる体制となっていないものの、活動や調整・意見交換は行われていると認められる  
E：合理的なメンバーで構成されておらず、一体となって推進できる体制となっていないもので、協議を経た申請となっていないもの
- (5) 新たな規制・制度改革の提案  
④ 国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案の有無  
○：国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案があるもの

×：未記入、国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がないもの

**(削除)**

- ~~② ①で「○」判定のものについて、国の規制・制度に係る規制の特例措置等が、政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効であると認められるか。~~
- ~~A：包括的・網羅的で有効であると極めて十分に認められる~~
- ~~B：包括的・網羅的で有効であると十分に認められる~~
- ~~C：包括的・網羅的で有効であると認められる~~
- ~~D：包括的・網羅的で有効であると認めるには不十分である~~
- ~~E：包括的・網羅的で有効であると認めるには極めて不十分である又は認められない~~

**(6) 区域の設定**

**【国際】**以下の事項を総合的に評価した意見を記載

- ①申請に係る区域が、産業の国際競争力の強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としているか
- ②複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）する場合は、一つの取組と認められるか
- ③複数の取組をまとめて一つの区域とする場合は、以下のいずれも満たすこと
  - ・連携して取組を実施することで相乗効果が得られること
  - ・連携の必然性と実態が認められること
  - ・個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしていること

**【地域】**以下の事項を総合的に評価した意見を記載

- ①複数にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）する場合は、一つの取組と認められるか
- ②複数の取組をまとめて一つの区域として設定する場合は、以下のいずれも満たすこと
  - ・連携して取組を実施することで相乗効果が得られること
  - ・連携の必然性と実態が認められること
  - ・個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしていること

※ 意見欄に評価（専門家、事務局ともに）の判定についての根拠等をできるだけ具体的に記載すること